

【お知らせ】奨学のための給付金について

愛媛県教育委員会高校教育課

愛媛県では、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、次の要件を満たす高等学校等の生徒の保護者等に対し、「奨学のための給付金（返済不要、申請必要）」を支給します。

1 支給要件（基準日（原則7月1日）に次の要件を全て満たすこと）

- (1) 保護者等が愛媛県内に住所を有している
 - (2) アもしくはイに該当する世帯である
 - ア 保護者等全員の令和5年度（令和4年分）所得に係る道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税の世帯（生活保護受給世帯を含む）
 - イ 家計が急変し、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税である世帯に相当すると認められる世帯（※詳細は末尾記載の「5 家計急変世帯への支援について」参照）
 - (3) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒で、基準日に在学している
- ※ 基準日に休学している場合は支給対象外です。

2 支給額（対象生徒一人あたりの額）

| 世帯区分 | 年額 | 前倒受給者 |
|---|----------|----------|
| 生活保護（生業扶助）受給世帯 | 32,300円 | 24,225円 |
| 道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が非課税の世帯の第1子（生活保護〔生業扶助〕非受給世帯） ※ 家計急変により非課税に相当すると認められる世帯も含む | 117,100円 | 87,825円 |
| 15歳以上（中学生を除く）23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の第2子以降 | 143,700円 | 107,775円 |

3 申請書等配布場所

- 愛媛県内の国公立高等学校等の事務室
- 高校教育課（松山市一番町四丁目4-2 愛媛県庁第一別館10階）
- 東予教育事務所（西条市喜多川796-1 東予地方局6階）
- 中予教育事務所（松山市北持田町132 中予地方局6階）
- 南予教育事務所（宇和島市天神町7-1 南予地方局6階）
- 愛媛県ホームページからダウンロード
<https://www.pref.ehime.jp/k70400/shogakukyuhukin.html>

[ホーム] → [教育・文化・スポーツ] → [学校教育] → [高等学校] → [愛媛県高等学校等奨学のための給付金について]

4 提出期限及び支給時期等

申請者の数や申請書類の状況によって、支給時期が前後する可能性がありますのでご了承ください。

《通常申請（上記1(2)ア）》 提出期限：令和5年9月1日（金）

《家計急変に係る申請（上記1(2)イ）》

提出期限：随時 提出先：在籍する学校

※ 支給時期：申請から1～2か月後（申請時に指定した口座へ振込）

5 家計急変世帯への支援について

給付金の支給対象外の世帯で、失職や倒産等の事由により保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税である世帯に相当すると認められる場合に、給付金の支給を申請することができます。

| | | |
|-----------|---|--|
| 家計急変の発生時期 | 7月1日まで | 7月2日以降 |
| 基準日 | 7月1日 | 申請日の属する月の翌月初日 ※申請日が月の初日の場合はその日 |
| 給付額 | 年額 ※ 前倒し給付を受けた新入生は7～3月分相当額 ※ 期日（9月2日）を過ぎて申請した場合は右記に準じて算定した額 | 年額の12分の1の額に申請日の属する月の翌月（申請日が月の初日の場合はその月）から3月までの月数を乗じて得た額（円未満切捨） |

※ 本校HPに本お知らせ文、文部科学省配布のリーフレットを掲載しています。

【問合先】

愛媛県立松山南高等学校砥部分校 事務室

TEL : 089-962-4040